

宮古島市上野資源リサイクルセンター

管理運営仕様書

平成29年12月

宮古島市

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1編 総則 | 2 |
| 第1章 一般事項 | 2 |
| 第1節 管理事業の概要..... | 2 |
| 第2節 指定者の業務範囲..... | 4 |
| 第2章 基本的な事業条件 | 4 |
| 第1節 処理対象物の量及び性状..... | 4 |
| 第2節 堆肥化施設の基本条件 | 5 |
| 第3節 環境保全条件..... | 6 |
| 第4節 堆肥の品質条件..... | 7 |
| 第2編 維持管理運営に関する要件 | 8 |
| 第1章 維持管理運営に関する基本的事項 | 8 |
| 第1節 維持管理運営の業務範囲..... | 8 |
| 第2節 維持管理運営体制の組織化..... | 11 |
| 第3節 教育訓練 | 11 |
| 第4節 関係法令等の改正時の対応 | 11 |
| 第5節 施設見学者への対応 | 11 |
| 第6節 中間協議 | 11 |
| 第2章 維持管理業務の要件 | 12 |
| 第1節 本施設の保守点検(法定点検を含む) | 12 |
| 第2節 本施設の修繕 | 12 |
| 第3節 本施設の清掃及び警備 | 13 |
| 第3章 運営業務の要件 | 13 |
| 第1節 本施設の運転 | 13 |
| 第2節 家畜糞尿の計量・監視 | 14 |
| 第3節 環境保全 | 14 |
| 第4節 堆肥の有効利用 | 15 |
| 第5節 施設使用料の支払い | 15 |
| 第6節 非常時の対応 | 15 |
| 添付資料 | |
| ・ 管理実施用地の位置図 | |
| ・ 施設全体配置図(建築部分) | |
| ・ 建築図面(平面図・立面図) | |

第1編 総則

本管理運営仕様書（以下「本書」という）は、宮古島市上野資源リサイクルセンター（以下「資源リサイクルセンター」という）の管理運営業務を指定管理するにあたって、維持管理運営の各業務（以下「本事業」という）について、宮古島市（以下「本市」という）が要求するサービス水準を示すものである。

なお、本書で示すサービス水準は、指定管理を行なう上で最低限必要な性能及び指定管理者の業務を定めるものであり、本書に示すサービス水準を上回る提案を妨げるものではない。また、本書に明記されていない事項であっても、指定管理を確実に実施する上で当然必要と思われるものについては、全て指定管理者の責任において補足・完備されるものとする。

第1章 一般事項

第1節 管理事業の概要

1. 事業概要

指定管理では、事業者（応募のあった企業、団体の中から選定された企業、団体）が、家畜糞尿等の原料の収集、堆肥化処理施設の維持管理運営まで一括して行う。

また、事業者は、管理運営の一切を行なうものとし、堆肥の販売収入等によって運営を行なうものとする。

2. 基本条件

事業者は、本事業を実施するにあたり、本書及び以下の書類等を厳守すること。

- ① 関係法令等
- ② 関係官公署の指導等
- ③ 管理運営協定書
- ④ 事業者による技術提案書

3. 関係法令等

事業者は、本事業の実施にあたって、以下に示す法律を厳守しなければならない。なお、以下に示した法律は基本的なものであり、以下に示した以外に必要な法律、条例などがある場合には、それらも含むものとする。

- ① 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
- ③ 肥料取締法
- ④ 悪臭防止法
- ⑤ 騒音規制法
- ⑥ 振動規制法
- ⑦ 計量法
- ⑧ 労働基準法
- ⑨ 消防法等

4. 関係官公署の指導等

関係官公署の指導等に関する条件は、以下のとおりとする。

- ・ 事業者は、各業務の計画及び実施にあたっては、関係官公署と必要な協議を行い、指導等を受けた場合には、その指導等に従うこと。
- ・ 関係官公署から、本事業に関する資料等の提出を指示あるいは要求された場合、事業者はすみやかに当該資料等を関係官公署に提出すること。

5. 業務名及び事業期間

業務名：宮古島市資源リサイクルセンター指定管理業務

期 間：自 平成30年4月1日 至 平成35年3月31日

6. 事業者の業務範囲

(1) 本施設の維持管理・運営に係る業務

1) 処理対象物の受入

- ・ 畜産農家から家畜糞尿の収集・受入を行なうこと。
- ・ 剪定枝等の有機性廃棄物の受け入れを行うこと。

2) 処理対象物の適正処理

- ・ 事業者は、本施設に搬入された処理対象物について適正に処理を行なうこと。ここで、適正処理とは、本書に示した要件、及び関係法令を遵守しながら処理対象物の堆肥化を行ない、良質な堆肥を製造することを意味する。
- ・ 事業者は、堆肥の製造工程については、悪臭、騒音、振動等の対策に配慮すること。

3) 堆肥の有効利用

- ・ 事業者は、原則として、本施設で製造した堆肥を販売等によって有効に利用し、その収入を自らのものとするができる。
- ・ 事業者は、宮古島市内の農家へ販売する場合の販売額は、資源リサイクルセンター設置及び管理に関する条例によるものとする。
- ・ 事業者は、堆肥の購入者の希望に応じて堆肥散布を行なうこと。

4) 処理不適物等の取扱い

- ・ 事業者は、本施設において処理することが困難、あるいは不相当と判断されるもの(以下「処理不適物」という。)を明らかにすること。
- ・ 事業者は、搬入される処理対象物のうち、処理不適物については排除し、受入れを拒否することができるものとする。
- ・ 受入れ後であっても、処理不適物の搬入者が明確である場合には、これを排除し、搬入者に返却することができる。
- ・ ただし、堆肥の製造工程で排除される異物等については、事業者が自ら適切に処分し、その費用は事業者が負担するものとする。

(2) その他附帯業務

1) 許認可の取得

- ・ 事業者は、廃棄物処理法の規定による産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業の許可及び一般廃棄物処分業及び一般廃棄物収集運搬業の許可を適正なスケジュールで取得すること。

- ・ 事業者は、その他必要な許認可を適正なスケジュールで取得すること。
- ・ 許認可の取得にあたっては、必要に応じて本市の協力を得られるものとする。

2) 有資格者の確保

- ・ 事業者は、廃棄物処理法の規定による技術管理者を配置すること。
- ・ その他必要な有資格者を確保すること。

3) ユーティリティーの確保

- ・ 本施設のユーティリティー条件については、事業者は、本市の許可を得て必要に応じて電線や給水管等の延長等を行なうことができる。

4) 施設見学者への対応

- ・ 事業者は、本施設の見学を希望するものがある場合には、適切な対応を行なうこと。その際、見学の受付、施設の案内及び説明等の一連の業務は全て事業者が行なうこと。

5) 管理運営に係る疑義の協議

- ・ 事業者は、管理運営に関し疑義が生じた場合は、適宜本市と協議する。

第2節 指定者の業務範囲

指定者たる本市が実施する業務は次のとおりとする。

1. 事業者への協力

- ・ 本市は、事業者が行う許認可の取得において、協力する。

2. 処理対象物の調達協力

- ・ 本市は、家畜糞尿の計画処理量の調達に協力する。

3. 本事業の実施状況の監視

- ・ 本市は、本事業の実施状況の監視を行なう。実施状況の監視は、原則として、事業者が作成する計画書及び報告書に基づいて行なう。
- ・ 本事業の内容が適切に行われていない場合、本市は事業者に指導を行い、当該指導によっても事業内容が改善されない場合は、何らかのペナルティーを課す場合がある。
- ・ 必要に応じて、本市は自らの負担で周辺環境モニタリングを行なうものとする。

4. 補助事業の申請

- ・ 本市は、補助事業の申請手続きを含む行政手続きの対応を行う。

第2章 基本的な事業条件

第1節 処理対象物の量及び性状

1. 処理対象物及び性状

本施設の処理対象物及び性状(水分率)は、表1-1以下に示すとおりである。

- ・ 将来は農集排汚泥の脱水ケーキを処理することも計画しており、実行段階においては、事前に本市と事業者との間で当該脱水ケーキの処理について協議を行うものとする。
- ・ 製糖工場の脱水ケーキを処理することも計画しており、実行段階においては、事前に本市と事業者との間で当該脱水ケーキの処理について協議を行うものとする。

表1-1 処理対象物とその性状

| 処理対象物 | 性状（水分率） |
|-------|---------|
| 牛の糞尿 | 80%程度 |
| 鶏の糞 | 90%程度 |
| 剪定枝 | 65%程度 |
| 下水汚泥 | 85%程度 |

2. 計画処理量

- 本施設の処理対象物の計画処理量は、表1-2に示すとおりである。

表1-2 処理対象物とその計画処理量

| 処理対象物 | 計画年間処理量（t/年） |
|-------------------------|--------------|
| 牛の糞尿 | 5,000 |
| 鶏の糞 | 360 |
| 剪定枝 | 870 |
| 農産廃棄物 (バカス・フィルターケーキ) | 1,800 |
| 下水汚泥 | 1,200 |
| 合計 | 9,230 |

第2節 堆肥化施設の基本条件

1. 処理方式

- 処理方式は、堆積方式(通気型)である。

2. 処理能力

- 本施設の処理対象物（戻し堆肥量、水分調整材量を除く）の処理能力は、施設計画処理量の28t/日を満足するものとする。

3. 操業日及び操業時間

- 本施設の操業日及び操業時間は表1-3のとおりとする。

表1-3 操業日及び操業時間

| 作業項目 | 操業日 | 操業時間 |
|------|------------------------------------|------------|
| 業務 | 年末年始(12月31日～1月3日)、 日曜日及び祝日を除く毎日 | 8:30～18:00 |

- 施設の保守、点検等のために、やむなく施設の操業を停止する場合には、事前に本市と協議の上、施設の操業停止の日程を定めるものとする。
- 堆肥の出荷日については事業者が任意に設定すること。

第3節 環境保全条件

1. 悪臭に関する基準値

悪臭については、敷地境界線上において、表1-4に示す悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(沖縄県告示第246号)におけるA区域の規制基準を遵守すること。

表1-4 敷地境界線上における悪臭の規制基準

| 悪臭物質名 | 規制基準(ppm) | 悪臭物質名 | 規制基準(ppm) |
|--------------|-----------|-------------|-----------|
| アンモニア | 1以下 | イソバレルアルデヒド | 0.003以下 |
| メチルメルカプタン | 0.002以下 | イソブタノール | 0.9以下 |
| 硫化水素 | 0.02以下 | 酢酸エチル | 3以下 |
| 硫化メチル | 0.01以下 | メチルイソブチルケトン | 1以下 |
| 二硫化メチル | 0.009以下 | トルエン | 10以下 |
| トリメチルアミン | 0.005以下 | スチレン | 0.4以下 |
| アセトアルデヒド | 0.05以下 | キシレン | 1以下 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05以下 | プロピオン酸 | 0.03以下 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009以下 | ノルマル酪酸 | 0.001以下 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02以下 | ノルマル吉草酸 | 0.0009以下 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009以下 | イソ吉草酸 | 0.001以下 |

2. 騒音に関する基準値

騒音については、敷地境界線上において、騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(沖縄県告示第95号)における第3種区域の規制基準を遵守すること。

3. 振動に関する基準値

振動については、敷地境界線上において、振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(沖縄県告示第96号)における第2種区域の規制基準を遵守すること。

昼間(午前8時～午後7時) 65デシベル以下

夜間(午後7時～午前8時) 60デシベル以下

4. 排水に関する基準

- ・ プラント排水は無放流とすること。

第4節 堆肥の品質条件

堆肥の品質は、以下のとおりとする。

(1) 基本的な条件

- ① 窒素(N)全量 1%以上(乾物当たり)
- ② リン酸(P205)全量0.5%以上(乾物当たり)
- ③ カリ(K)全量0.5%以上(乾物当たり)
- ④ 水分65%以下(現物当たり)
- ⑤ 電気伝導度(EC) 5mS/cm以下(現物当たり)
- ⑥ pH 7以上9以下
- ⑦ カドミウム含有率5ppm以下(乾物当たり)
- ⑧ 水銀含有率2ppm以下(乾物当たり)
- ⑨ 銅含有率600ppm以下(乾物当たり)
- ⑩ 亜鉛含有率1,800ppm以下(乾物当たり)
- ⑪ 悪臭を発生しないこと。
- ⑫ 植物の生育に異常を認めないこと(コマツナによる幼植物試験を施設内で適宜実施する。)
- ⑬ 高温発酵(85℃以上)し、堆肥中に感染症を引き起こす細菌及び耐性菌が死滅していること。

(2) その他の条件

- ・ 上記品質条件以外で、堆肥を取引する上で必要な条件がある場合には、当該取引条件を満足させること。

第2編 維持管理運営に関する要件

第1章 維持管理運営に関する基本的事項

第1節 維持管理運営の業務範囲

1. 基本方針

事業者、以下の基本方針に基づいて、本施設の維持管理運営を実施すること。

(1) 施設の安全

- ・ 非常時の安全、危険物の漏洩、災害時の人身の安全確保、防災に関する対策を十分考慮すること。

(2) 施設の安定運転

- ・ 年間を通じて、家畜糞尿処理、堆肥製造を安定的に行なうこと。

(3) 堆肥の有効利用

- ・ 製造した堆肥を有効に利用すること。

(4) 周辺的生活環境の保全

- ・ 周辺的生活環境を保全すること。

(5) 施設の経済運転

- ・ 経済的な施設運営を行なうこと。

2. 適用範囲

本編では、総括業務、維持管理業務及び運営業務に区分し、それぞれについて基本的な業務内容を規定しているが、業務の細部まで各業務に分けて実施されることを期待するものではなく、効率的に事業を進めるうえで、例えば維持管理業務で規定された内容に該当する業務を運営業務として実施するようなことを妨げるものではない。

3. 総括業務の内容

本施設の総括業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 維持管理及び運営体制の組織化
- ② 教育訓練
- ③ 関係法令等の改正時の対応
- ④ 施設見学者への対応
- ⑤ 運営開始から1年に1回の協議実施

4. 維持管理業務の内容

本施設の維持管理業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 本施設の保守点検(法定点検業務も含む)
- ② 本施設の修繕
- ③ 本施設の清掃及び警備

5. 運営業務の内容

本施設の運営業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 本施設の運転
- ② 家畜糞尿の計量・監視
- ③ 環境保全

④ 堆肥の有効利用

⑤ 非常時の対応

6. 維持管理運営マニュアル、計画書及び報告書の作成

(1) 維持管理運営マニュアルの作成

- ・ 事業者は、本施設の維持管理運営マニュアル、計画書及び報告書を2部ずつ本市に提出し、本市の確認を受ける(又は本市に提出すること)。
- ・ 維持管理運営マニュアルを本市に提出し、本市の確認を受けること。本市への提出は、指定管理開始から1ヶ月以内までに行なうこと。また、マニュアルの内容を変更する場合には、変更した当該マニュアルを本市に提出し、本市の確認を受けること。
- ・ 表2-1に示す内容を記載すること。

(2) 計画書及び報告書の作成

- ・ 表2-1に示す本施設の維持管理運営に関する計画書及び報告書を本市に提出し、本市の確認を受ける(又は本市に提出すること)。
- ・ 本市による確認において、本市から事業者に対して指摘事項等があった場合、事業者はその内容を適宜反映すること。また、必要に応じて提出書類の改訂版を作成し、再度本市の確認を受けること。
- ・ 年度計画書は前年度の3月末までに、本市の確認を受ける(又は本市に提出すること)。
- ・ 既存施設対応可否結果報告書は、関係法令等改正時に提出すること。
- ・ 表2-1に示す各報告書は「年次業務報告書」として合冊にして提出すること。
- ・ 「年次業務報告書」は各年度終了後60日以内に本市に提出すること。

表2-1 維持管理運営マニュアル、計画書及び報告書リスト

| 業務内容 | | 維持管理運営マニュアル | 計画書 | 報告書 |
|--------|---------------|-------------|------------------|------------------------|
| | 維持管理運営体制の組織化 | ○ | — | 維持管理運営業務結果報告書(年次業務報告書) |
| 総括業務 | 教育訓練 | ○ | — | 教育訓練結果報告書(年次業務報告書) |
| | 関係法令等の改正時の対応 | — | — | 既存施設対応可否検討結果報告書 |
| 維持管理業務 | 保守点検(法定点検を含む) | ○ | 保守点検年度計画書(本市へ提出) | 保守点検結果報告書(年次業務報告書) |
| | 修繕 | ○ | ・修繕年度計画書(本市の確認) | 修繕結果報告書(年次業務報告書) |
| | 施設運転 | ○ | 施設運転年度計画書(本市の確認) | 施設運転結果報告書(年次業務報告書) |
| | 家畜糞尿の計量 | ○ | — | 計量結果報告書(年次業務報告書) |
| | 環境保全 | ○ | 環境保全年度計画書(本市の確認) | 環境保全結果報告書(年次業務報告書) |
| | 堆肥の有効利用 | ○ | 品質管理年度計画書(本市の確認) | 品質管理結果報告書(年次業務報告書) |
| | 非常時の対応 | ○ | — | — |
| | 事業期間終了後の修繕計画 | — | — | 事業期間終了後の修繕計画書 |

注1)維持管理運営マニュアルの欄の「○」は、マニュアルに記載する内容を示す。注2)計画書の欄の「(本市の確認)」は、事業者が本市へ提出・報告し、本市の確認を受ける計画書を示し、「(本市へ提出)」は、事業者が本市へ提出し、その内容を報告する計画書を示す。

第2節 維持管理運営体制の組織化

- ・ 事業者は、廃棄物処理法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を適正なスケジュールで取得すること。
- ・ 事業者は、廃棄物処理法第21条で定める技術管理者を専任し、総括責任者として配置すること。
- ・ 事業者は、関係法令等で定められた資格者を適切に配置すること。
- ・ 事業者は、堆肥化施設の運営経験を有する専門技術者1名以上を運営開始から1年以上専任で配置すること。
- ・ 維持管理運営業務の総括や、本施設に従事する職員の勤務記録等を記載した維持管理運営業務結果報告書を本市に提出すること。

第3節 教育訓練

- ・ 事業者は、施設の安全、安定的及び経済的な運転、堆肥の有効利用、周辺的生活環境の保全のために、本施設に従事する職員に十分な教育訓練を行なうこと。安全作業や非常時の対応等、安全に関する教育訓練は特に十分なものとする。
- ・ 事業者は、教育訓練結果を記載した教育訓練報告書を本市に提出すること。

第4節 関係法令等の改正時の対応

- ・ 事業者は、本事業の関係法令等が改正された時には、本施設の改正後の関係法令等への対応の可否、対応していない場合の必要な改造項目について十分検討すること。
- ・ 事業者は、検討結果を記載した既存施設対応可否検討結果報告書を本市に提出すること。

第5節 施設見学者への対応

- ・ 事業者は、本施設の見学を希望するものがある場合には、適切な対応を行なうこと。その際、見学の受付、施設の案内及び説明等の一連の業務は全て事業者が行なうこと。

第6節 中間協議

- ・ 運営開始から3年目に、本市及び事業者との間で中長期的な事業計画について協議する。

第2章 維持管理業務の要件

第1節 本施設の保守点検（法定点検を含む）

1. 基本事項

事業者は、プラント設備及び建築(建築機械設備、建築電気設備を含む)を適切な時期に適切に保守点検し、保守点検結果に基づいて、適切な時期に適切な修繕を実施すること。また、これによって、設備の故障・損傷を未然に防止し、プラント設備及び建築(建築機械設備、建築電気設備を含む)の性能が十分発揮できるようにすること。

2. 保守点検の内容

事業者は、保守点検を行なうにあたり、以下の内容を満足させること。

(1) 保守点検の実施

- ・ 本施設の各設備の点検を定期的実施し、事業者の責任において適切な保全を行なうこと。

(2) 法定点検の実施

- ・ 計量機等の法律で定められた設備の法定点検を適切な時期に実施し、その記録は関係法令等で定められた年数保存すること。

(3) 保守点検に関する計画書及び報告書の作成

- ・ 法定点検を含む保守点検に関する内容(施設機能、設備などに関する点検内容、点検頻度等)を記載した保守点検年度計画書を本市に提出すること。また、計画書の内容を変更する場合には、変更した当該計画書を本市に提出すること。
- ・ 保守点検(法定点検を含む)結果を記載した保守点検結果報告書を本市に提出すること。

(4) 廃棄物の有効利用及び処分

- ・ 保守点検によって発生する廃棄物はできる限り有効利用を図ること。

第2節 本施設の修繕

1. 基本事項

事業者は、保守点検結果に基づいて、プラント設備及び建築(建築機械設備、建築電気設備を含む)を適切な時期に適切に修繕すること。また、これによって、設備の故障・損傷を未然に防止し、プラント設備及び建築(建築機械設備、建築電気設備を含む)の性能が十分発揮できるようにすること。

2. 修繕の内容

- ・ 本施設の各設備の保守点検結果に基づき、適切な時期に適切な修繕を実施し、施設の安全、安定運転、経済運転に努めること。
- ・ 事業者は、修繕を行なうにあたり、以下の内容を満足させること。

(1) 修繕の実施

- ・ 適切な修繕によっても、経年劣化等によって設備が初期の性能を発揮させることができない場合は、その保全方法を検討し、すみやかに改善を図ること。

(2) 設備の故障、損傷時の対応

- ・ 万一、設備の故障や損傷が発生した場合には、ただちに本市と協議を行い、徹底した原因調

査を行い、十分な対策を講じること。

(3) 修繕に関する計画書及び報告書の作成

- ・ 修繕の対象設備、修繕の内容及び修繕の時期等を記載した修繕年度計画書を本市に提出し、本市の確認を受けること。また、計画書の内容を変更する場合には、変更した当該計画書を本市に提出し、本市の確認を受けること。
- ・ 設備の故障や損傷の発生の有無や修繕結果を記載した修繕結果報告書を本市に提出すること。

(4) 修繕後の性能の確認

- ・ 修繕年度計画書に基づく修繕については、当該設備の修繕が終了した時には、当該計画書に基づいて、設備の性能を確認し、その結果を本市に報告すること。
- ・ 設備の故障や損傷の発生等による緊急の修繕については、当該設備の修繕が終了した時には、設備の性能を確認し、その結果を本市に報告すること。

(5) 廃棄物の有効利用及び処分

- ・ 修繕によって発生する廃棄物はできる限り有効利用を図ること。

第3節 本施設の清掃及び警備

事業者は、清掃、警備を行なうにあたり、以下の内容を満足させること。

(1) 搬入車、搬出車の通行路等の清掃

- ・ 搬入車、搬出車が出入りする場所に、ほこりや異物等が堆積、散乱しないように適宜清掃を行い、清潔に保つこと。

(2) その他の場所の清掃

- ・ 本施設内の上記以外の場所についても、ほこりや異物等が堆積、散乱しないように適宜清掃を行い、清潔に保つこと。特に敷地境界付近にて、雑草の繁茂、落葉の散乱、側溝の詰まりなどが起こらないようにすること。

(3) 不審者や不特定の人への侵入防止

- ・ 関係者以外で、不審者や不特定の人が本施設内に侵入しないようにすること。

(4) 盗難の防止

- ・ 本施設の設備の盗難を防止すること。
- ・ 堆肥の盗難を防止すること。

第3章 運營業務の要件

第1節 本施設の運転

1. 基本事項

事業者は、維持管理運営マニュアルの遵守、教育訓練などによって、施設の安全、安定的、かつ経済的な運転に努め、堆肥の有効利用を図ること。

2. 本施設の運転

事業者は、本施設の運転を行なうにあたり、以下の内容を満足させること。

(1) 家畜糞尿の安全、安定的、かつ経済的な処理

- ・ 表1-1及び表1-2の処理対象物及び計画処理量を安全、安定的、かつ経済的に処理すること。

(2) 操業日及び操業時間

- ・ 本施設の操業日及び操業時間は表1-3のとおりとする。

(3) 本施設の運転に関する計画書及び報告書の作成

- ・ 本施設の運転に関する内容(施設の稼働日数、処理量など)を記載した施設運転年度計画書を本市に提出し、本市の確認を受けること。また、計画書の内容を変更する場合には、変更した当該計画書を本市に提出し、本市の確認を受けること。
- ・ 運転実績(稼働日数、稼働時間、家畜糞尿の処理量)などを記載した施設運転結果報告書を本市に提出すること。

3. 本市の処理計画の変更時の対応

本市が将来、家畜糞尿以外に農集排汚泥の脱水ケーキ、製糖工場の脱水ケーキの処理計画を実行する場合、事前に事業者と協議し、処理方法や費用負担等について協議を行なう。

第2節 家畜糞尿の計量・監視

1. 家畜糞尿の計量

事業者は、家畜糞尿の計量を行ない、計量実績(種別の搬入量、搬入車の台数など)を記載した計量結果報告書を本市に提出すること。

2. 家畜糞尿の監視

事業者は、家畜糞尿の監視を行い、処理不適物の搬入の監視及び指導を行なうこと。また、事業者の再三の指導にも係らず、処理不適物を搬入する事業者がいる場合は、当該事業者について本市に報告すること。

第3節 環境保全

事業者は、環境保全を行なうにあたり、以下の内容を満足させること。

- ・ 第1編第3章第4節の環境保全条件に規定する騒音基準、振動基準、悪臭基準に関する内容(各環境保全項目の測定頻度、測定箇所、測定方法等)を記載した環境保全年度計画書を本市に提出し、本市の確認を受けること。また、計画書の内容を変更する場合には、変更した当該計画書を本市に提出し、本市の確認を受けること。
- ・ 同計画書で定める測定頻度は、各基準とも3年に1回を目途とし、甲からの依頼により実施すること。
- ・ 騒音基準、振動基準、悪臭基準の各基準項目の測定結果を記載した環境保全結果報告書を本市に提出すること。
- ・ 測定の結果、環境保全基準を逸脱する結果が得られた場合は、ただちに本市と協議を行い、十分な環境保全対策を速やかに検討し、実施すること。

第4節 堆肥の有効利用

事業者は、堆肥の有効利用及び処理を行なうにあたり、以下の内容を満足させること。

(1) 品質基準の遵守

- ・ 運営期間中、第1編第3章第5節で規定する堆肥の品質基準を満足させること。

(2) 堆肥の有効利用

- ・ 堆肥は、販売等によって最大限有効利用すること。

(3) 堆肥の品質管理に関する計画書及び報告書の作成

- ・ 堆肥の品質管理に関する内容(計画製造量、計画有効利用量、利用方法、品質試験頻度、万一の品質逸脱時の対策など)を記載した品質管理年度計画書を本市に提出し、本市の確認を受けること。
- ・ 堆肥の品質、製造量、有効利用量、利用方法等を記載した品質管理結果報告書を本市に提出すること。

(4) 堆肥散布の実施

- ・ 本市内の農家が堆肥購入時に堆肥散布を希望する場合は、堆肥散布を行うこと。

第5節 施設使用料の支払い

事業者は、施設使用料として決算余剰金の1/2を支払うこと。

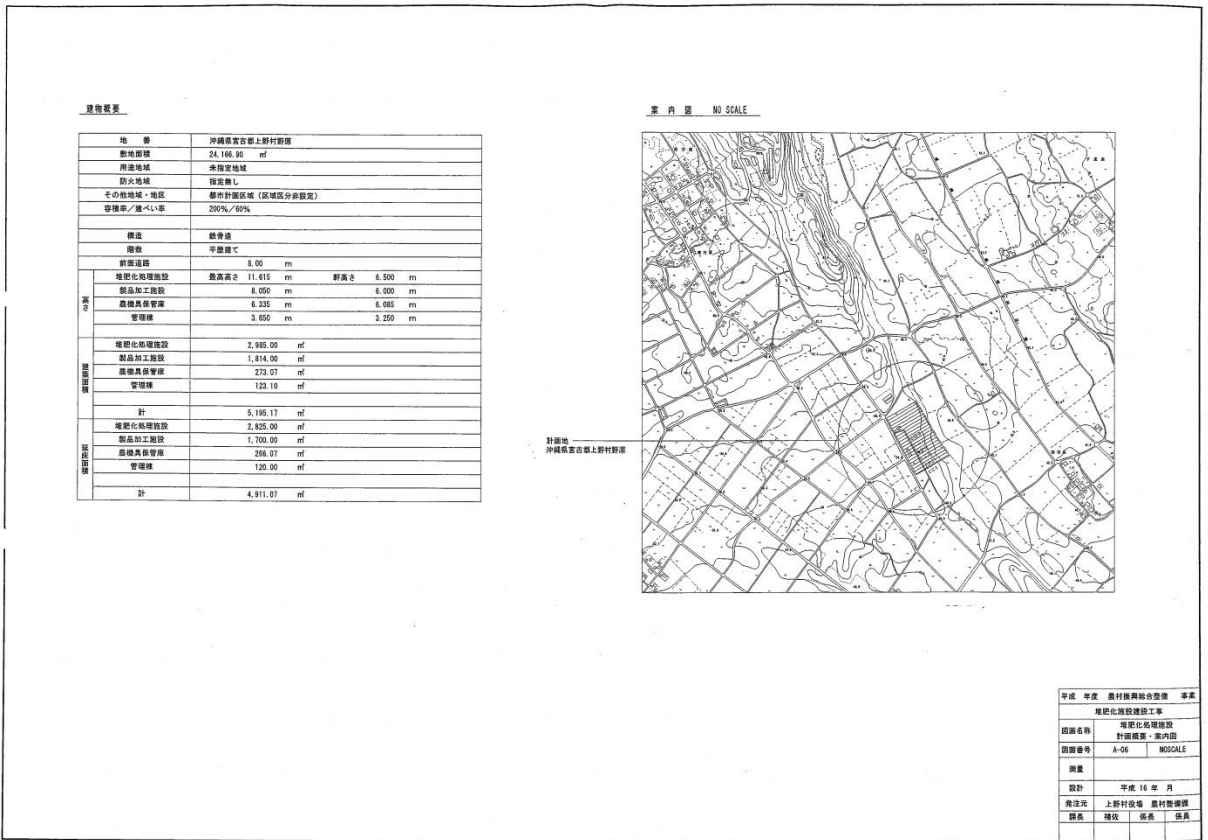
第6節 非常時の対応

事業者は、非常時の対応について、以下の内容を満足させること。

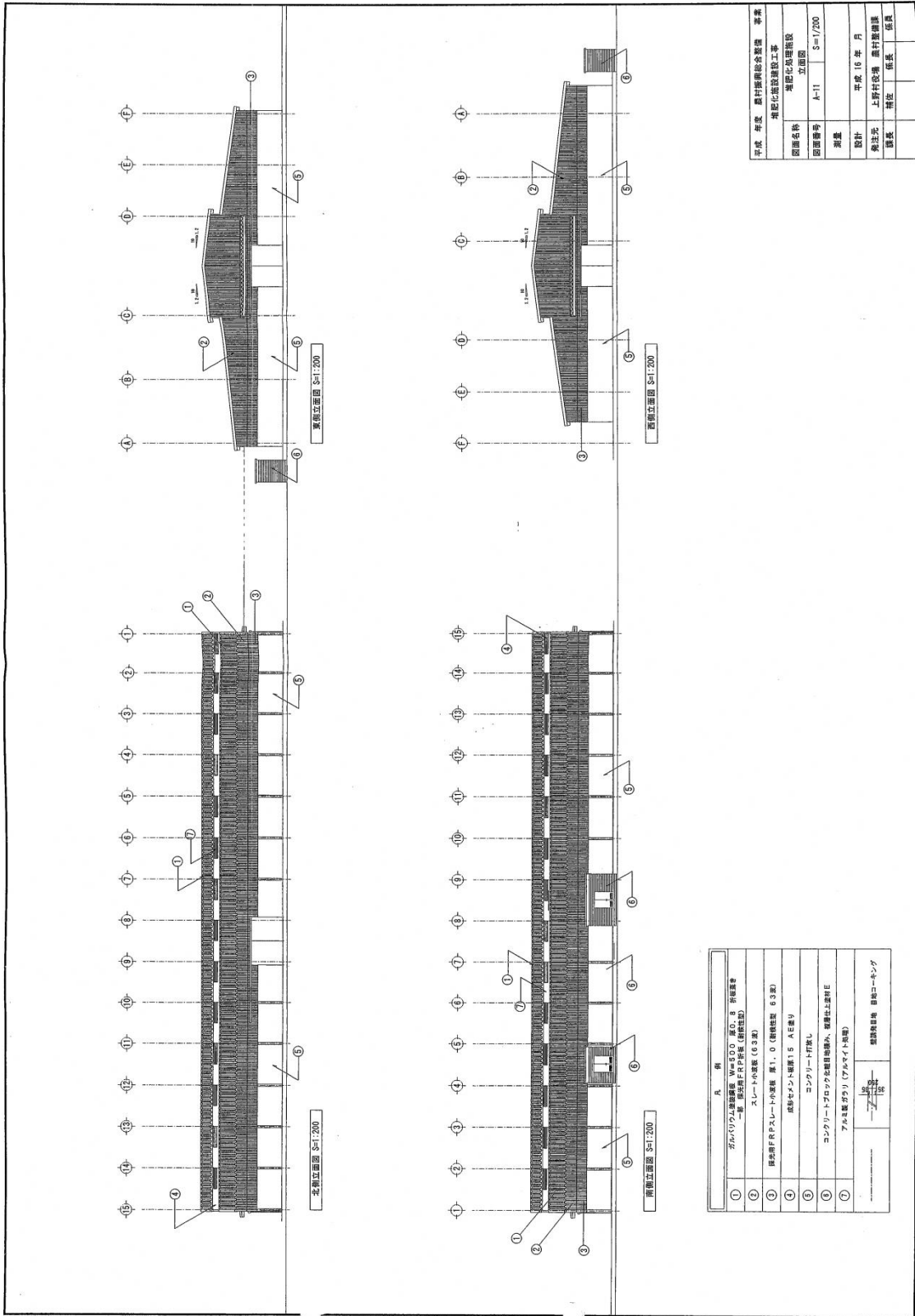
- ・ 非常事態が発生した場合は、維持管理運営マニュアルに従い、適切な措置を行なうこと。
- ・ 非常事態が発生した場合、速やかに本市に報告すること。ただし、緊急を要する場合は、適切な措置を行った後に速やかに本市に報告すること。
- ・ 非常時においては、人身の安全確保、施設の安全停止を図り、周辺環境への影響への影響を最小限に留めるとともに、速やかに原因を調査し、十分な対策を講じること。

添付資料

管理実施用地の位置図



建築図面(立面図)



| 凡 例 | |
|-----|--|
| ① | ガラスの仕様欄 W=500 厚0.8 浮板仕様 — 一部 部分付F.P.P.仕様 (断熱性能) |
| ② | スレート仕様 (6.5厚) |
| ③ | 採光用F.P.P.スレート仕様 厚1.0 (断熱性能 6.3厚) |
| ④ | 成形セメント繊維1.5 A仕様 |
| ⑤ | コンクリート打ち |
| ⑥ | コンクリートブロック仕上り躯体、躯体土留付E |
| ⑦ | アルミ製サッシ (アルミサッシ仕様) |

| 平成 16年 国土建設省 建築 審 査 | |
|---------------------|----------------|
| 図面名称 | 増設北側窓設置 立断面 |
| 図面番号 | A-11 S=1/200 |
| 海 域 | |
| 設計 | 平成 16 年 月 |
| 発注元 | 上野村役所 庶務課 |
| 監 査 者 | 審査 審査 係長 |